

平成21年9月11日

厚生労働省 健康局
局長 上田 博三 様

社団法人 日本看護協会
会長 久常 節子



新型インフルエンザワクチン優先接種に関する要望書

新型インフルエンザワクチンの優先接種に関する方針案の中に「死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと及びそのために必要な医療を確保すること」と明記されたことは、必要な措置として賛同するものであります。

しかしながら、今後は新型インフルエンザ感染により、入院せずに在宅療養する方や通所サービスが利用できない方の増加が見込まれることから、在宅療養支援に携わる訪問看護師の感染予防対策が不可欠です。

訪問看護は、高齢者やALS患者等の人工呼吸器装着者、糖尿病患者、慢性呼吸器疾患、腎機能障害者など、新型インフルエンザの感染により重症化のリスクが高い基礎疾患を有する方が多く利用しています。訪問看護師が業務中に新型インフルエンザ感染患者から感染したり、感染の媒体になる可能性が否めません。

在宅療養者の生命と安全を守るため、訪問看護師へのインフルエンザワクチンの優先接種は必須であると考えます。

また、新型インフルエンザ感染拡大の防止においては、地域住民や自宅療養を行う慢性疾患等を有する患者への情報提供をはじめとする感染予防対策が重要です。加えて、集団感染が起きた場合の面接調査や、患者・家族のフォローは感染防止策としても不可欠です。これらを担う保健師は、新型インフルエンザ感染者に直面する頻度が多く、保健師が新型インフルエンザに感染し、感染の媒体になるリスクが高いといえます。先般、新型インフルエンザに感染した保健師が、集団感染調査後に死亡した例は、こうしたリスクが現にあることを示しています。

感染症対策として重要な予防活動が十分おこなわれるためには、保健師のインフルエンザワクチンの優先接種が必要であると考えます。

つきましては、下記について、ご配慮賜りたく強く要望いたします。

記

インフルエンザワクチンの優先接種対象者である医療従事者として、「訪問看護師・保健師等」を明記すること

以上